

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	1-1
処分の種類	林業経営改善計画に係る認定の取消			
根拠法令条例等・条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第3項			
処分の概要	県内で林業を営む者が、林業経営の規模拡大や生産方式の合理化等林業経営の改善に関する目標や、その達成に向けてとるべき措置等を記載する計画の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第3項 <p>【参考】</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)第1条</p> <p>3 都道府県知事は、法第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画(第1項の規定により当該林業経営改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の林業経営改善計画)に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			